

日本学術会議第 25 期新規会員任命に関する大学教育学会からの緊急声明

今般、菅義偉内閣総理大臣は日本学術会議第 25 期新規会員候補 105 名の内、6 名についてその任命を拒否しました。その理由についても明らかにしていません。日本学術会議法は第 3 条に日本学術会議の独立性を謳い、第 17 条にそれを担う会員を推薦する基準を「優れた研究又は業績がある科学者」と規定しています。内閣総理大臣が優れた研究又は業績を評価する権能を持たないことは言うまでもありません。それゆえにこそ、同法第 7 条第 2 項に「会員は、第 17 条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」と規定されています。今回の措置は同法の定めるところに明らかに違反しています。内閣総理大臣による今回の判断は日本学術会議の独立性を脅かし、ひいては日本国憲法第 23 条に規定される学問の自由を危うくするだけではありません。それはそもそも自由と民主主義に基づく社会の健全で持続可能な発展にとって不可欠である知的活動の自律性とそれによる知的活動の多様性に対する配慮を全く欠き、社会の根幹を揺るがしかねないと言わざるを得ません。なぜならば、本来自由とは知性の自律と多様性の尊重があってはじめて実現できるからです。

本学会は日本社会全体の知的自律性と活力の向上を実現する大学教育の多様な可能性を研究・開発する団体であります。大学が社会からの付託に応えるべく、学問と教育を発展させるためには、知的自律性に対する配慮が不可欠です。本学会は今回の事態を、大学の学問の自由や大学教育の発展、ひいては日本社会の健全な発展を危うくする重大事として、深く憂慮いたします。

以上により、大学教育学会は、内閣総理大臣に対して以下のことを強く要望いたします。

1. 日本学術会議が本年 8 月 31 日付で推薦した会員候補のうち、任命されていない 6 名の方々について、任命見送りの判断をした理由及び経緯を、日本学術会議法に照らし合わせて明らかにすること。
2. 上記 6 名の方々の任命見送りを撤回し、速やかに任命すること。

2020 年 10 月 8 日
一般社団法人 大学教育学会